

別紙

令和5年度 県産食品新市場開拓支援事業(補助事業)の事業者募集について

第1 事業の目的と内容

県産農林水産物及び県産米粉等の需要拡大を図るため、生産団体及び食品関連事業者等が取り組む県産農林水産物又は県産米粉等及びそれを使用した商品の消費拡大に向けた取組に要する経費の一部を補助する。

第2 実施基準

1 新商品開発支援事業

(1) 事業主体

補助対象となる事業主体は、次のいずれかの条件を満たす企業又は団体とする

ア 県内に本社又は事業所を有する食品製造事業者

イ 県内の食品関連事業者（食品製造事業者、中食・外食事業者等）が主体となって組織する団体

この場合において団体とは、次に掲げる要件を満たすものとする

(ア) 代表者の定めがあること

(イ) 組織及び運営に関する規約が定められていること

ウ ア及びイに掲げるものの他、県産農林水産物の需要拡大が見込まれる商品開発の取組を行う企業又は団体で知事が認めるもの

(2) 事業要件

補助対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする

ア 県産農林水産物又は県産米粉等を原料とすること

イ 県内の農林漁業者又は農林水産業団体と連携し、契約等による供給を受けること

ウ 県産農林水産物又は県産米粉等を事業完了後3年以上継続して使用すること

エ 補助対象経費の総額が1,000千円以上3,000千円以下であること

(3) 対象事業

県産農林水産物又は県産米粉等を使用した商品開発

(4) 補助対象経費

別添のとおり

2 輸出促進事業

(1) 事業主体

補助対象となる事業主体は、次のいずれかの条件を満たす企業又は団体とする

ア 生産者団体

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）（農事組合法人含む）、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）又は森林組合法（昭和53年法律第36号）の規定に基づき設立された組合

イ 農業者等の組織する団体

販路拡大に意欲的な3戸以上の新潟県内の農林漁業者が構成員に含まれている団体であって、以下の要件をすべて満たす団体とする。

(ア) 代表者の定めがあること

(イ) 組織及び運営に関する規定が定められていること

ウ 流通事業者等

県産農林水産物の輸出拡大に取り組む新潟県内の食品・流通関係事業者（輸出商社、集荷販売事業者、食品製造事業者等）で、新潟県内の農林漁業者又は農林水産業団体と連携し、契約等による供給を行うもの

エ 上記ア～ウのいずれかを含んだグループで、あらかじめ代表企業又は代表団体の定めのある者又は知事が認めるもの

(2) 事業要件

補助対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする

ア 県産農林水産物及び農林水産加工品の輸出拡大を目的とすること

イ 事業実施にあたり明確な目標を設定し、事業計画に基づき継続的に輸出拡大に取り組むこと

ウ 補助対象経費の総額が 1,000 千円以上 3,000 千円以下であること

ただし、そのうちハラル認証の取得に要する経費は、250 千円を超えてはならない。

(3) 対象事業

県産農林水産物の海外への販路拡大に関する波及効果が高くモデル的な活動を支援することにより、県産農林水産物の輸出拡大を図るもの

(4) 補助対象経費

別添のとおり

3 園芸産地形成活動・販路拡大活動支援事業

(1) 事業主体

補助対象となる事業主体は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 13 条第 1 項に基づく認定を受けた地方卸売市場の開設者、卸売業者、仲卸業者とする。

(2) 事業要件

補助対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 県産農林水産物（園芸品目）の産地形成又は販路拡大を目的とすること

イ 補助対象経費の総額が 500 千円以上 2,000 千円以下であること

(3) 対象事業

園芸産地形成活動及び県外販路拡大を図る上で、波及効果が高い活動

(4) 補助対象経費

別添のとおり

第 3 応募の方法と期限

1 応募方法

様式第 1 号「事業実施申請書」及び様式第 2 号「事業実施計画書」を作成し、新潟県農林水産部食品・流通課に、郵送または担当者が直接持参してください。（書類確認後、ヒアリングを行う場合があります。）

2 応募期限 令和 5 年 5 月 22 日（月）必着

第 4 その他

1 本事業の実施にあたっては、県産食品新市場開拓支援事業実施要領に留意してください。

2 応募課題の内容についての秘密は厳守します。

3 提出書類は一切返却しません。

第5 事業に関する相談窓口及び事業実施計画書提出先

1 事業に関する相談窓口

所 属	郵便番号	住 所	電 話
新潟県農林水産部 食品・流通課	950-8570	新潟市中央区新光町 4-1	025-280-5963
新発田地域振興局 農業振興部生産振興課	957-8511	新発田市豊町 3-3-2	0254-26-9153
新潟地域振興局 農林振興部生産振興課	956-8625	新潟市秋葉区新津 4524-1	0250-24-9622
三条地域振興局 農業振興部企画振興課	955-0046	三条市興野 1-13-45	0256-36-2256
長岡地域振興局 農林振興部生産振興課	940-8567	長岡市沖田 2-173-2	0258-38-2552
南魚沼地域振興局 農林振興部生産振興課	949-6680	南魚沼市六日町 960	025-772-3918
上越地域振興局 農林振興部生産振興課	943-8551	上越市本城町 5-6	025-526-9408
佐渡地域振興局 農林水産振興部生産振興課	952-1211	佐渡市中興 684	0259-63-3185

2 事業実施計画書提出先

新潟県農林水産部 食品・流通課	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4 番地 1 電話 025-280-5963
--------------------	--

県産食品新市場開拓支援事業(補助事業)の補助対象経費等について

〔補助内容及び補助対象経費〕

	新商品開発支援事業	輸出促進事業
補助対象事業費		1,000～3,000千円
補助率(補助金額)		補助対象経費の1/2以内
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県産原材料確保活動(旅費、印刷製本費、会場借上料、謝金、謝金、種苗費、生産資材費、協同作業用器具費等) ・ 商品開発及びコミュニケーション活動(旅費、印刷製本費、会場借上料、謝金、原材料費、機械装置・工具経費、成分分析費等) ・ マーケティング活動(旅費、印刷製本費、会場借上料、謝金、委託費、消耗品費等) ・ 県産原材料確保活動(会議費、実証ほ設置費等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議実施(旅費、謝金、使用料賃借料、印刷製本、通訳・翻訳等に要する経費) ・ マーケティング活動(旅費、調査費、資材購入費、委託費、通訳・翻訳費、通訳・翻訳費、労務費等) ・ 輸出環境整備(通信運搬費、委託費、通訳・翻訳費等) ・ ハラル認証の取得(通信運搬費、委託費、通訳・翻訳費等)

	園芸産地形成活動・販路拡大活動支援事業
補助対象事業費	500千円以上2,000千円以下
補助率(補助金額)	補助対象経費の1/2以内
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地形成活動(旅費、会場借上料、謝金、種苗費、肥料費等) ・ 販路拡大活動(展示会等出展料、旅費、通信運搬費、需用費、委託費、備品購入費等)

※ いずれの事業も補助対象期間は交付決定の日から2024年3月31日までとなります(認定前着手届を提出した場合は届出日からとなります)